

令和6年第7回苫小牧市選挙管理委員会議案

日時 令和6年7月10日（水）午前9時

場所 苫小牧市選挙管理委員会委員室

1 会議録署名委員の指名について

2 議案

議案第1号 選挙人名簿の登録抹消について

議案第2号 苫小牧市選挙管理委員会規程の一部改正について

議案第3号 苫小牧市最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部改正について

3 その他

2 議案

議案第1号

選挙人名簿の登録抹消について

- 1 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和6年6月30日以前に死亡したので、公職選挙法第28条第1号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市 [redacted] 外 194人

- 2 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和6年2月29日以前に転出し、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したので、公職選挙法第28条第2号の規定により、その登録を抹消する。

苫小牧市 [redacted] 外 253人

- 3 選挙人名簿に登録されている次の者は、令和6年6月30日以前に在外選挙人名簿への登録の移転をしたので、公職選挙法第28条第3号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

- 4 選挙人名簿に登録されている次の者は、登録されるべきでなかったので、公職選挙法第28条第4号の規定により、その登録を抹消する。

該 当 者 無 し

令和6年7月10日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松 靖 孝

別冊「選挙人名簿登録抹消者名簿」のとおり

令和6年7月1日現在 選挙人名簿登録抹消者数調 (投票区別)

投票区	投票所名	第1号死亡者			第2号転出者			第3号移転者及び第4号誤載者			当月抹消者の計			市内転居			選挙人名簿登録者数		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	市立苫小牧東中学校	3	1	4	4	3	7				7	4	11	-3	-7	-10	1,382	1,562	2,944
2	市立若草小学校	2	0	2	0	2	2				2	2	4	2	3	5	857	986	1,843
3	新中野総合福祉会館	1	2	3	9	5	14				10	7	17	5	2	7	2,143	1,923	4,066
4	文化交流センター	1	0	1	2	5	7				3	5	8	-6	-6	-12	1,411	1,413	2,824
5	市立苫小牧西小学校	7	1	8	2	3	5				9	4	13	3	3	6	1,642	1,931	3,573
6	市立大成小学校	0	1	1	2	6	8				2	7	9	2	-2	0	1,047	1,316	2,363
7	西町総合福祉会館	2	3	5	1	1	2				3	4	7	-6	-6	-12	1,080	1,670	2,750
8	市立北光小学校	4	2	6	4	1	5				8	3	11	1	-2	-1	1,621	1,872	3,493
9	市立啓北中学校	0	1	1	3	0	3				3	1	4	2	1	3	1,622	1,929	3,551
10	見山町総合福祉会館	8	1	9	3	2	5				11	3	14	-4	2	-2	961	1,210	2,171
11	第八区総合福祉センター	8	1	9	10	7	17				18	8	26	-1	0	-1	1,755	1,748	3,503
12	市立清水小学校	2	1	3	1	1	2				3	2	5	1	2	3	954	949	1,903
13	市立和光中学校	5	3	8	5	4	9				10	7	17	2	8	10	1,704	1,720	3,424
14	市立緑小学校	4	1	5	6	5	11				10	6	16	2	-2	0	2,464	2,697	5,161
15	住吉コミュニティセンター	2	0	2	3	4	7				5	4	9	1	1	2	1,147	1,456	2,603
16	市立美園小学校	5	3	8	7	5	12				12	8	20	-2	-4	-6	1,892	1,773	3,665
17	新明町総合福祉会館	1	1	2	3	0	3				4	1	5	-1	-11	-12	925	863	1,788
18	苫小牧地域職業訓練センター	3	2	5	5	2	7				8	4	12	-1	2	1	2,511	2,339	4,850
19	市立明野中学校	5	1	6	1	2	3				6	3	9	-6	1	-5	1,851	1,958	3,809
20	市立光洋中学校	2	0	2	1	1	2				3	1	4	2	3	5	770	812	1,582
21	市立糸井小学校	4	1	5	3	5	8				7	6	13	2	-3	-1	2,014	2,002	4,016
22	市立北星小学校	3	4	7	2	1	3				5	5	10	0	-7	-7	1,474	1,601	3,075
23	市立豊川小学校	3	4	7	2	2	4				5	6	11	0	0	0	1,039	1,229	2,268
24	旧市立啓北中学校山なみ分校	2	6	8	4	2	6				6	8	14	1	5	6	1,902	2,012	3,914
25	しらかば総合福祉会館	0	1	1	1	0	1				1	1	2	-2	6	4	1,730	2,109	3,839
26	市立日新小学校	6	2	8	4	4	8				10	6	16	-1	-2	-3	2,126	2,449	4,575
27	柏木町町内会館	3	7	10	4	2	6				7	9	16	8	5	13	2,435	2,769	5,204
28	市立泉野小学校	1	1	2	0	1	1				1	2	3	-3	3	0	1,743	1,930	3,673
29	市立澄川小学校	3	6	9	5	4	9				8	10	18	1	-2	-1	2,692	3,066	5,758
30	ときわ町総合福祉会館	4	0	4	0	1	1				4	1	5	-3	-4	-7	1,552	1,748	3,300
31	市立錦岡小学校	2	2	4	1	4	5				3	6	9	1	-2	-1	1,790	1,850	3,640
32	のぞみコミュニティセンター	4	5	9	1	6	7				5	11	16	-4	8	4	2,423	2,615	5,038
33	北海道苫小牧支援学校	3	2	5	2	4	6				5	6	11	2	1	3	1,452	1,762	3,214
34	樽前交流センター	2	2	4	0	0	0				2	2	4	1	1	2	206	255	461
35	沼ノ端コミュニティセンター	0	4	4	7	3	10				7	7	14	-3	2	-1	1,906	1,676	3,582
36	市立沼ノ端小学校	3	4	7	4	3	7				7	7	14	-2	-1	-3	1,816	1,831	3,647
37	市立拓勇小学校	0	3	3	13	7	20				13	10	23	-1	-2	-3	5,319	4,814	10,133
38	市立ウトナイ小学校	0	2	2	10	9	19				10	11	21	8	8	16	3,863	3,764	7,627
39	勇払公民館	2	1	3	0	0	0				2	1	3	-1	-1	-2	736	759	1,495
40	植苗ファミリーセンター	1	2	3	2	0	2				3	2	5	3	-3	0	570	592	1,162
合	計	111	84	195	137	117	254	0	0	0	248	201	449	0	0	0	68,527	72,960	141,487

前回6月1日現在選挙人名簿登録者数
68,775 73,161 141,936

議案第2号

苫小牧市選挙管理委員会規程の一部改正について

苫小牧市選挙管理委員会規程（昭和59年選挙管理委員会告示第38号）の一部を下記のとおり改正する。

令和6年7月10日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小松靖孝

記

苫小牧市選挙管理委員会規程の一部改正について

苫小牧市選挙管理委員会規程（昭和59年選挙管理委員会告示第38号）の一部を次のとおり改正し、令和6年7月10日から施行する。

第4条中「あつて」を「あって」に改める。

第6条中「有しなくなつた」を「有しなくなった」に、「至つた」を「至った」に改める。

第7条並びに第16条第3項及び第4項中「もつて」を「もって」に改める。

第19条中「あつて」を「あって」に改める。

第25条を第27条とし、第24条を第26条とし、第23条の次に次の2条を加える。

（印影の印刷）

第24条 多数印刷して発する文書で公印を押印すべきものについて、特に必要があるときは、公印の印影を当該文書に印刷して、公印の押印に代えることができる。

（電子印の出力）

第25条 電子情報処理組織を利用して証明等の事務を行う場合に

っては、電子情報処理組織により電子印を証明書等に出力することをもって、公印の押印に代えることができる。この場合においては、証明書等の偽造又は不正使用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の電子印は、公印の印影を電子情報処理組織により磁気テープ（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）に記録したものをいう。

新旧対照表 別紙のとおり

施行日 令和6年7月10日

苫小牧市選挙管理委員会規定(昭和59年苫小牧市選挙管理委員会告示第38号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(補充員の順序)</p> <p>第4条 選挙が同時であつて、得票数が同じである補充員の補充の順序を定めるために行うくじは、その補充員が選挙された直後の委員会で行わなければならない。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(所属党派の変更等の届出)</p> <p>第6条 委員又は補充員は、選挙権を有しなく<u>なつた</u>とき又はその属する政党その他の政治団体を変更し、若しくは新たに政党その他の政治団体に属するに<u>至つた</u>ときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。</p> <p>(委員会の招集)</p> <p>第7条 委員長が委員会を招集するときは、委員会の前日までに、招集の日時、場所及び議題を委員に文書を<u>もつて</u>通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p> <p>2 委員が委員会の招集を請求するときは、議題及びその理由を付した文書を委員長に提出しなければならない。</p> <p>3 委員の改選後、最初に行われる委員会の招集は、年長の委員が行うものとする。</p> <p>第8条～第15条 (略)</p> <p>(職の設置等)</p> <p>第16条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)及び書記を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか、事務局に事務局次長(以下「次長」という。)、主幹、副主幹、主査、専任書記及び主任書記を置くことができる。</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(補充員の順序)</p> <p>第4条 選挙が同時であつて、得票数が同じである補充員の補充の順序を定めるために行うくじは、その補充員が選挙された直後の委員会で行わなければならない。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(所属党派の変更等の届出)</p> <p>第6条 委員又は補充員は、選挙権を有しなく<u>なつた</u>とき又はその属する政党その他の政治団体を変更し、若しくは新たに政党その他の政治団体に属するに<u>至つた</u>ときは、直ちにその旨を委員長に届け出なければならない。</p> <p>(委員会の招集)</p> <p>第7条 委員長が委員会を招集するときは、委員会の前日までに、招集の日時、場所及び議題を委員に文書を<u>もつて</u>通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。</p> <p>2 委員が委員会の招集を請求するときは、議題及びその理由を付した文書を委員長に提出しなければならない。</p> <p>3 委員の改選後、最初に行われる委員会の招集は、年長の委員が行うものとする。</p> <p>第8条～第15条 (略)</p> <p>(職の設置等)</p> <p>第16条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)及び書記を置く。</p> <p>2 前項の職員のほか、事務局に事務局次長(以下「次長」という。)、主幹、副主幹、主査、専任書記及び主任書記を置くことができる。</p>

改正案	現行
<p>3 局長は、書記長を<u>もって</u>補する。</p> <p>4 次の各号に掲げる職は、当該各号に掲げる書記を<u>もって</u>補する。 (1)から(7) (略)</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第19条 局長は、その専決できる事項で<u>あつても</u>、特に委員長の指示によるもの又は重要若しくは異例と認めるものについては、委員長の決裁を受けなければならない。</p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>(公印)</p> <p>第23条 委員会、委員長、職務代理者及び局長の公印は、次のとおりとし、局長がこれを保管する。 公印図 (略)</p> <p>(印影の印刷)</p> <p><u>第24条 多数印刷して発する文書で公印を押印すべきものについて、特に必要があるときは、公印の印影を当該文書に印刷して、公印の押印に代えることができる。</u></p> <p>(電子印の出力)</p> <p><u>第25条 電子情報処理組織を利用して証明等の事務を行う場合にあつては、電子情報処理組織により電子印を証明書等に出力することをもって、公印の押印に代えることができる。この場合においては、証明書等の偽造又は不正使用を防止するために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の電子印は、公印の印影を電子情報処理組織により磁気テープ(これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)に記録したものをいう。</u></p>	<p>3 局長は、書記長を<u>もつて</u>補する。</p> <p>4 次の各号に掲げる職は、当該各号に掲げる書記を<u>もつて</u>補する。 (1)から(7) (略)</p> <p>第17条～第18条 (略)</p> <p>第19条 局長は、その専決できる事項で<u>あつても</u>、特に委員長の指示によるもの又は重要若しくは異例と認めるものについては、委員長の決裁を受けなければならない。</p> <p>第20条～第22条 (略)</p> <p>(公印)</p> <p>第23条 委員会、委員長、職務代理者及び局長の公印は、次のとおりとし、局長がこれを保管する。 公印図 (略)</p> <p>※ 新設</p> <p>※ 新設</p>

第26条 (略)

第27条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

議案第 3 号

苫小牧市最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部
改正について

苫小牧市最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和 37 年選挙管理委員会告示第 29 号）の一部を下記のとおり改正する。

令和 6 年 7 月 10 日提出

苫小牧市選挙管理委員会委員長 小 松 靖 孝

記

苫小牧市最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程の一部
改正について

苫小牧市最高裁判所裁判官国民審査事務取扱規程（昭和 37 年選挙管理委員会告示第 29 号）の一部を次のとおり改正し、令和 6 年 7 月 10 日から施行する。

第 2 条中「、「令」とは、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和 23 年政令第 122 号）を、「細則」とは、最高裁判所裁判官国民審査法施行細則（昭和 33 年北海道選挙管理委員会告示第 47 号）を」を削る。

第 5 条中「及び第 26 条」を「、第 25 条及び第 27 条」に改める。

第 7 条第 1 項中「行なつた」を「行った」に、同項第 2 号中「混つて」を「混ざって」に、同項第 3 号中「よつて」を「よって」に改める。

第 8 条中「第 47 条まで」の次に「、第 49 条の 2 から第 49 条の 4 まで」を加える。

第 4 章の章名を次のように改める。

第 4 章 審査に付される裁判官の氏名等の掲示

第 9 条を次のように改める。

(裁判官の氏名等の掲示)

第 9 条 審査に付される裁判官の氏名等の掲示については、北海道選挙
執行規程（平成 1 2 年北海道選挙管理委員会告示第 2 3 号）第 1 3 0
条から第 1 3 1 条の 2 による。

新旧対照表 別紙のとおり

施行日 令和 6 年 7 月 1 0 日

改正案	現行
<p>(規程の準用)</p> <p>第8条 前条に規定するもののほか、開票に関しては、規程第43条、第45条から第47条まで、<u>第49条の2から第49条の4まで</u>及び第51条から第53条までの規定を準用する。</p> <p>第4章 審査に付される裁判官の<u>氏名等</u>の掲示 (裁判官の<u>氏名等の掲示</u>)</p> <p>第9条 <u>審査に付される裁判官の氏名等の掲示については、北海道選挙執行規程(平成12年北海道選挙管理委員会告示第23号)第130条から第131条の2による。</u></p> <p>第10条 (略)</p> <p>別記第1～10号様式 (略)</p>	<p>(規程の準用)</p> <p>第8条 前条に規定するもののほか、開票に関しては、規程第43条、第45条から第47条まで _____ 及び第51条から第53条までの規定を準用する。</p> <p>第4章 審査に付される裁判官の<u>氏名</u> の掲示 (裁判官の<u>氏名掲示場所の告示</u>)</p> <p>第9条 <u>令第19条(裁判官の氏名等の掲示)及び細則第12条(氏名等の掲示場所及び掲示の様式)の規定による裁判官の氏名等の掲示をする場所の告示は、規程第83条(候補者の氏名掲示の場所の告示様式)の規定を準用する。</u></p> <p>第10条 (略)</p> <p>別記第1～10号様式 (略)</p>